

議案第 1 2 号

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（ 2 2 ） 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 1 0 日の範囲内で必要と認める期間

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国家公務員の特別休暇制度の改正に鑑み、職員の不妊治療に係る通院等のための特別休暇を設けたいので、この案を提出するものである。